アルコールチェッカー 「アルキラー NEX」

# IT点呼実施方法



#### ビデオ点呼の概要

トラック運送業において、最低1日2回(乗務前・乗務後)の対面点

呼が義務付けられています。



### IT点呼とは?

IT機器(TV電話やタブレットなど)を用いて行う

「疑似対面点呼」のこと。

IT点呼を利用するには原則「Gマーク」取得企業が対象となります。



「Gマーク」とは …「安全性優良事業所」認定マーク。

全日本トラック協会により、一定基準の安全性が評価された貨物運送事業所にのみ与えられる "安全性"の証。

#### IT点呼のメリット

## 業務の効率化

<mark>遠隔地・複数事業所</mark>からの点呼を まとめて受けられる。

## 点呼記録の電子化

点呼記録のデータベース化により、点呼情報を一元管理。

4つのメリット

# 人件費削減

早朝・深夜の点呼は拠点に管理者いらず。

運行管理者の負担減&人件費削減。

## 安全認識の向上

アルコール検査値・点呼時の映像がデータ化されることで、安全姿勢を社内外に 表明できる。

#### IT点呼の方法

運転者はスマホアプリを立ち上げ、点呼執行者を選択するとビデオ通話が始まりますので IT点呼を実施します。

点呼執行者はPCを設置し、アルキラーNEX管理画面にて運転者が入室するのを待っていただきます。 運転者が入室するとビデオ通話が開始いたしますのでIT点呼を実施します。



アルコール測定結果の保存場所は「管理者端末」だけではなく

「クラウドサーバー上」でも OK

#### ご利用イメージ

運転者がアルキラーNEXのアプリを立ち上げ、運行 管理者とビデオ点呼を開始する。

※アプリで管理者名をタップすると繋がります







リアルタイム映像で運転者の 健康状態を確認。 健康に問題はありませんか 大丈夫です

3 そのまま運転者はアルコール検知を実施。 管理者はその様子を確認。



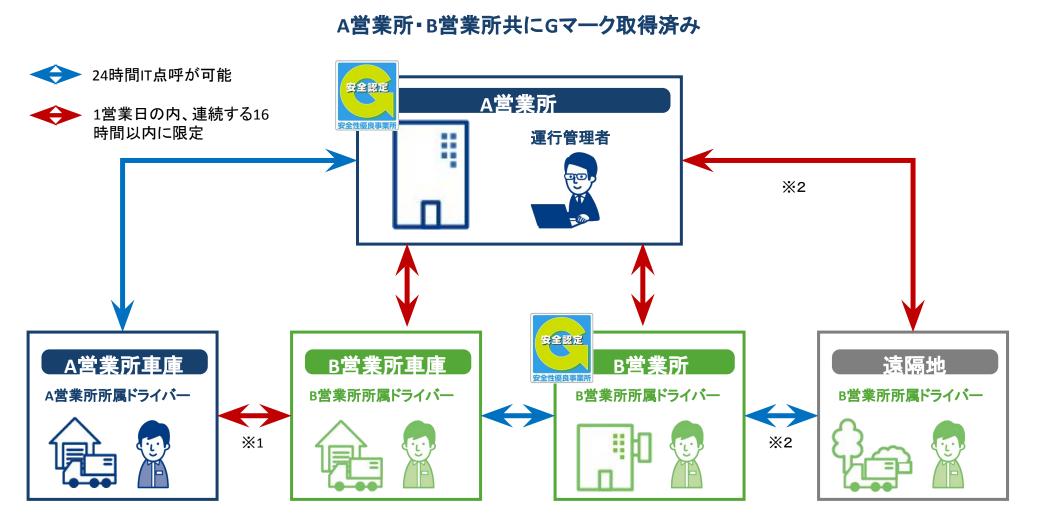
データ送信

※自動送信機能必須



検知結果が管理画面上に反映されるので 確認しながらリアルタイム映像で 運転者の状態を確認。 アルコール検知はありませんでし た。業務を開始してください 了解しました

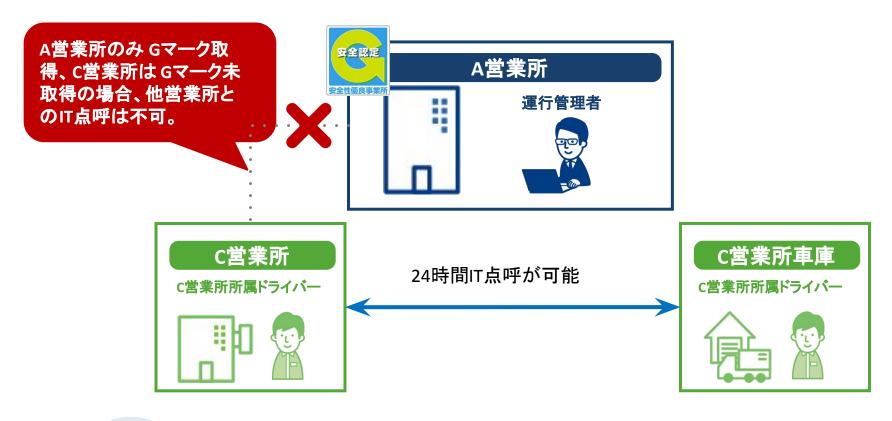
## 実施イメージ貨物運送事業者①



- ※1「営業所の車庫⇔他の営業所の車庫」での「点呼が可能。片方の車庫では運行管理者もしくは補助者の立ち会いが必要。(平成年3月~)
- ※2 遠隔地においてもT点呼を実施可能。ただし、遠隔地での点呼の場合は疑似対面点呼として扱われず、電話点呼と同等の扱いとなる。

#### 実施イメージ貨物運送事業者②

Gマーク未取得の営業所においても、一定の要件を満たせば 営業所⇔車庫間でのIT点呼が可能。



要件

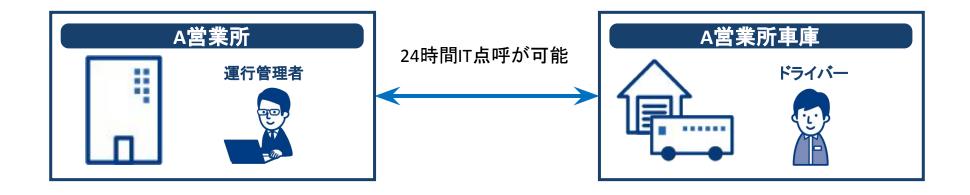
- ・運輸開始後3年を経過していること。
- ・過去3年間、第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと。
- ・過去3年間、点呼違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ・適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD,E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る 改善報告書が3か月以内に提出され改善が図られていること。

出典:国土交通省HP「IT点呼制度の対象拡大・要件緩和について」より

#### 実施イメージ 旅客運送事業者

「旅客自動車運送事業運輸規則」の改定により、平成30年3月30日からバス・タクシー事業も

一定の要件を満たす優良な営業所の営業所⇔車庫間でのIT点呼の実施が可能になりました。



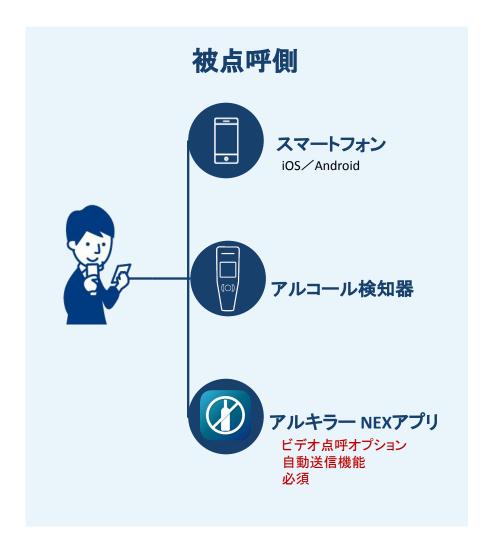
要件

- ・開設して3年を経過している営業所であること
- ・過去3年間、自責の重大事故を起こしていないこと
- ・過去3年間、行政処分または警告を受けていないこと

出典:国土交通省HP H30.3.30報道発表資料より

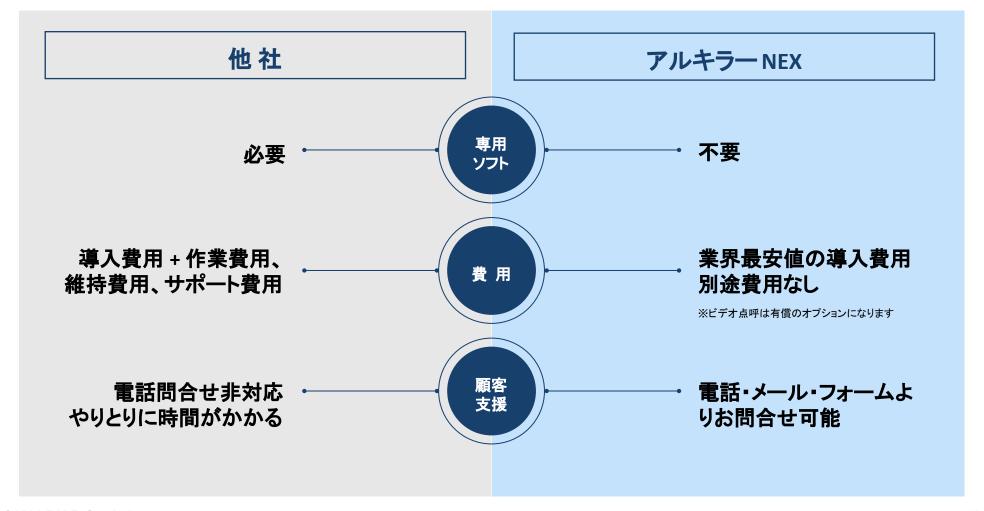
IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長に、 IT点呼実施予定日の原則10日前までに「旅客 IT点呼に係る報告書」の届出が必要です。詳しくは国土交通省の「旅客自動車運送事業運輸規則」をご確認ください。

### 必要なハードウェア/ソフトウェア





## 導入、継続のしやすさならアルキラー NEX



#### 申請の流れ

1

#### 運輸支局が提示する要件を満たす



- ・Gマーク事業者の認定(点呼執行側・点呼対象営業所共)が必要。 ※一定の要件を満たしていれば、Gマーク未取得であっても「営業所⇔車庫間」の IT点呼が可能。
- •IT点呼に係る報告書(IT点呼申請書)にて管轄運輸局への申請が必要。 ※10日前までに申請
- カタログや仕様構成図、利用方法などの資料が必要。



2

#### 必要書類を各運輸支局に提出

①IT点呼申請書



②製品カタログ

※点呼執行側・被点呼側の両運輸支局への提出が必要です。



③使用構成図資料(本資料)